「原野商法」の

学消費者庁 Georgier Afficin Agrees, Government of Lepis

二次被害のトラブル多発

「土地を買い取ります」などの勧誘にはご注意を!

勧誘の手口は?

①過去に原野等の土地を購入した消費者に対して、電話や自宅を訪問して「土地を買い取る」と勧誘がきます。



あなたの土地を 買い取ります。



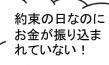
②土地が売れると安どしている ところで様々な理由をつけて<u>金</u> **銭の支払を要求してきます**。

手続費用を 一時立て替えて ください。

節税対策で他の 土地を買ったこと にしませんか。

お金は後でお返しします。

③要求された金銭を支払った後、 自分の土地の売却代金の支払は 受けられず、業者とは<u>連絡がつ</u> かなくなることが多いです。



連絡が つかない!



注意するポイント

「土地を買い取る」「お金は後で返す」は常套句!

原野商法により取得した土地について、「土地を買い取る」などといった勧誘があった場合、土地の売却と別の土地の購入がセットになっていたり、後々、測量代や手続費用、節税対策と称して代金を請求されたりします。

「**お金は後で返す**」と言われても、その後、**事業者とは連絡が取れなくなる** ことが多いので、**きっぱりと断りましょう**。



一度お金を支払ってしまうと、その**お金を取り戻すことは非常に困難**です。 根拠がはっきりしない代金の請求があるなど、少しでも不審な点を感じたら、 すぐにお金を支払うことは絶対にせず、<u>家族や消費生活センター等に相談</u> しましょう。

原野商法の二次被害のトラブルでは、<u>高齢者</u>が被害に遭うケースが 目立ちます。

周りの人も、悩んでいる様子がないか、高齢者の日常生活に変化が 生じていないか**気を配りましょう**。



困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。 身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。 消費者ボットライン188 - ジキャラクター『イヤヤン』 ! 188

消費者ホットライン ☎(局番なし)188

契約してしまったが、解約したい…



そんなときは、クーリング・オフ!

訪問販売や電話勧誘販売による取引は、

契約書面を受け取った日から8日間以内であれば、無条件で契約解除ができます。

※ 特定商取引に関する法律の規定に基づくクーリング・オフの対象となるためには 条件があります。対象になるかどうかの判断に困る場合は、消費生活センター等に相談しましょう。

「クーリング・オフ」ってどうやるの?





クーリング・オフの方法

- 必ずハガキなどの書面で行います。
- ② <u>契約年月日、契約した土地の地番、契約金額、販売会社、担当者名</u>、「<u>この契約を解除</u> <u>します</u>」ということを書きます。

あなたの住所、氏名を書くことを忘れずに。

- ③ ハガキを書いたら、表・裏共にコピーを取ります。
- ④ ハガキは郵便窓口で、特定記録郵便又は簡易書留などの「出した日付」が分かる方法で出して、受取証などをもらいます。
- ⑤ ハガキのコピーと特定記録郵便などの受取証を大切に保管しましょう。

契約書に「クーリング・オフできない」と書いてあったり、クーリング・オフ期間を 過ぎているように見えても、契約を解除できる場合があります。 諦めずに消費生活センター等に相談しましょう!

書面の記載例

××県×市×町×丁目×番×号

株式会社××× 御中

通知書

この契約を解除します。

契約年月日
契約した
土地の地番
契約金額
販売会社
株式会社
株式会社
本
上当者△△△

支払った代金○○円を返金してください。

平成○○年○月○日

○○県○市○町○丁目○番○号氏名○○○○

困ったときは一人で悩まずに、「消費者ホットライン」に御相談ください。 身近な消費生活センターや消費生活相談窓口を御案内します。

